

保険法改正への対応について

主な論点の検討

平成 19 年 11 月 22 日
金 融 庁

目 次
< 主な論点の検討 >

- 1 . 保険の意義
- 2 . 生命保険契約における保険給付の内容としての
現物給付
- 3 . 保険料積立金等の支払
- 4 . 未成年者の死亡保険

1 . 保険の意義

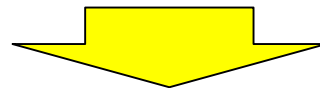
保険法の適用範囲を明確化し、大数の法則や収支相等原則等の保険法の各規定の前提となっている考え方を明らかにするために、「保険」の意義を定めることが検討されている。一方、現行保険業法には「保険」の意義が定められていない。一般的に言えば、以下の問題が生じうる。

【「保険」の意義を狭く解した場合】

収支相等原則や給付反対給付均等原則を含めた場合には、これらの条件を満たさない保険を装った詐欺的商法を保険業法の規制の対象とすることができないという問題が生じうる。

【「保険」の意義を広く解した場合】

品質保証や保険デリバティブのようなものも含まれ、保険会社でなければそれらを販売することができなくなる、また、それらに対する責任準備金をどのように算定するかという問題が生じうる。



保険業法の分野に影響すると思われるところ、保険法において「保険」の意義を定めることの当否及び定められた場合の保険業法の分野の問題についてどう考えるか。

【諸外国における状況】

米国（ニューヨーク州保険法）

「保険契約とは、一方当事者である保険者が、他方の当事者である保険契約者または保険金受取人に対して、後者が偶発的事故発生によって不利な影響を受ける実質的な利害関係をその事故発生の際に有し、または有すると期待される場合において、その事故の発生を条件として金銭的価値ある給付を付与する義務を負うという合意その他の取引を言う。」（1101条(a)(1)）

英国 保険の意義の定めなし。

フランス 保険の意義の定めなし。

ドイツ 保険の意義の定めなし。

（参考）

(1) ドイツ保険契約法（新法は2008年1月1日施行予定。以下「現行契約法」という。）

第1条 損害保険においては、保険者は、保険事故発生後に、保険事故によって生じた財産上の損害について、契約の定めるところに従い、保険契約者に対して補償義務を負う。生命保険、傷害保険、並びにその他の種類の人保険においては、保険者は、保険事故発生後に、合意された金額を一時金もしくは年金で支払い、またはその他の合意された給付をなすべき義務を負う。

(2) 保険契約法の改正のための法律の草案（ドイツ連邦司法省の保険契約法改正に関する専門化委員会の最終報告書記載。以下「改正草案」という。）

第1条 保険者は、保険契約に基づき、合意された保険事故が発生したときに保険者が提供すべき給付によって、保険契約者または第三者を特定のリスクから保護する義務を負う。保険契約者は、合意された保険料を保険者に支払う義務を負う。

（出典） 生命保険事業における各国の監督規制
ニューヨーク州保険法（藤田勝利 監訳）
ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集
ドイツ保険契約法改正専門家委員会最終報告書(2004)（訳）

（社）生命保険協会 調査部
（財）生命保険文化研究所
（社）日本損害保険協会（社）生命保険協会
（社）日本損害保険協会（社）生命保険協会

【前回WGにおける発表資料より抜粋】

業法2条1項は、保険そのものの定義を回避し、事業免許の規定(3条4項、5項)とリンクさせて保険業を広く捉えた上で、適用除外をきめ細かく置く。

同様のきめ細かな政策判断を契約法に求めるのは無理があり、契約法上の保険の意義は解釈に委ねるべきである。
(木下同志社大学教授)

保険法上の「保険」の定義や傷害・疾病保険の位置付けの如何にかかわらず、現行保険業法の枠組みを維持する方向で検討すべき。
(生保協会・松澤委員)

仮に保険法で中間試案の例示のような「保険の定義」を置いたとしても、これにより監督・規制の対象としての「保険業の定義」を制約すべきでない。

監督対象とすべきものが対象から抜け落ちる懸念が生じると、契約者保護上問題があるため、2005年の業法改正の時の検討内容を変更する必要はないと考える。

保険法で「保険の定義」を固定することはデメリットの方が多いと考える。

(損保協会・村田委員)

【（参考）保険の意義に関する主な学説】

1. 倉沢 康一郎 「現行保険業法の問題点」保険学雑誌 No.492 p22～

「保険は、一般消費者が現物の商品の交付を受けてするような取引とは異なって、約款に定められた条件による危険負担という無形の商品についての取引であり、しかも、その対価が大数の法則にもとづく確率計算を基礎として、団体的に定められるもの」

2. 江頭 憲治郎 「商取引法（第四版）」p377

「「保険」とは何かを定義する法規定は存在しない。しかし常識的にいって、保険とは、同種の危険（財産上の需要（入用）が発生する可能性）に曝された多数の経済主体（企業・家計）を一つの団体と見ると、そこには大数の法則が成り立つことを応用して、それに属する各経済主体がそれぞれの危険率に相応した出損をなすことにより共同的備蓄を形成し、現実が必要が発生した経済主体がそこから支払を受ける方法で需要を充足する制度をいう。」

3. 石田 満 「保険業法の研究」p76

「事故が発生すれば、ある金額が確実に支払われるべきことを保障することにより、現在の経済生活の不安定を除去・軽減することを使命とすると説く経済生活安定確保説、およびより客観的に保険制度の機能はこのような安定確保を図るためのひとつの経済的準備にあると説く経済的準備説が有力に唱えられている」

4. 山下 友信 「保険法」p6 ~

「要素 : 一方当事者の金銭の拠出(保険料) 要素 : 他方当事者の偶然の事実の発生による経済的損失を補てんする給付(保険給付) 要素 : と が対立関係に立つという要素・・・

わが国で現在一般的な保険の定義についての考え方によれば、要素 ~ に加えて要素 : 収支相等原則、および要素 : 給付反対給付均等原則のもとに要素 と の対価関係を形成することが保険の要素であると考えられていると思われる。」

5. 田辺 康平 「現代保険法」p1

「保険とは、きわめて概括的にいえば、偶然な事故の発生によって経済的な不利益を被る虞のある経済主体が多数集まって、事故発生の蓋然率にもとづいて算出された一定の資金をあらかじめ拠出しておいて、現実に右の事故に遭遇した者に対し、その救済に必要な金銭を給付しうるように仕組まれている危険克服の経済制度をいう。」

6. 大森 忠夫 「保険法」p3

「経済上の制度としての保険の特質は、(イ)その理念としては私有財産制度と自己責任主義の下に経済生活を営む各個経済主体が、ある種の偶然な出来事の発生の可能性によりおびやかされている経済生活の不安定に対処する制度であること、(ロ)その機能としては、右の不安定の除去・軽減のための備蓄制度であること、(ハ)その方法としては、同様の危険に曝された多数の経済主体につき、大数の法則を応用した確率計算にもとづき、全体として給付反対給付均等の原則が行なわれるような合理的な計画に従って共同的備蓄をなす制度であること、の三者を挙げることができるであろう。」

7. 坂口 光男 「保険法」p2～

「大数の法則を用いて事故の発生率を測定し、その発生率に応じて保険加入者に保険料を分担させ、この保険料を保険加入者の共同財産として備蓄しておき、事故に遭遇した者にこの共同備蓄財産から支払をなし、これによって、経済生活の不安定を除去・軽減するための経済制度が保険である。」

8. 小林 登 「生命保険実務講座 7」p215

「保険の概念自体についても、保険制度の経済的機能ないし本質を如何にとらえるかということとの関連で議論の余地がないわけではないが、一般的には、「同質的な経済上の危険にさらされている多数人の偶然な事故によって生ずる財産上の需要をみたすために、大数の法則によって把握される事故発生率から算出される資金をあらかじめ拠出し、その拠出した資金を需要充足のための共通準備財産とし、その中のある者に事故が発生した場合には、そのものに生じた財産上の需要を充足すべく右の共通準備財産から金銭を給付する仕組」であると解されている。」

2 . 生命保険契約における保険給付の内容としての現物給付

生命保険契約の保険給付について、金銭以外の給付（現物給付）を許容する規定を新たに保険法に定めることを検討している。

（例）以下のような現物給付が紹介されている。

- ・介護サービスの提供
- ・老人ホームへの入居権付与

（法務省法制審議会保険法部会中間試案・補足説明より：参考資料 を参照）

仮に生命保険契約において現物給付を許容することとした場合、許容される現物給付は

金銭的評価が可能なもの

保険金額相当のもの

保険金の受取と選択可能なもの

汎用性、代替性があるもの

価格変動リスクの把握可能性のあるもの

に限定されるべきか否か、ということが論点として想定される。

また、上記のほか、保険会社に対する監督・規制および保険契約者保護の観点から考えると、以下のような論点も存在する。

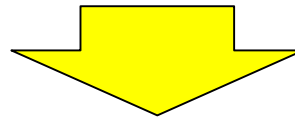
現物給付の価格変動リスクを保険会社と保険契約者のいずれが負担することになるのか、

責任準備金をどのように設定することが適当か、

(以上、 ~ 、 の限定がない場合)

現物給付のための事業を子会社ないし第三者に委託するのではなく、保険会社自身に行わせてよいのか(他業禁止規定との関係。付随業務として扱うか。参考資料 を参照)

現物給付の履行を確保させるために、どのような検査・監督を行うべきか、



生命保険契約における現物給付の当否、及び認める場合の保険業法の分野における問題(主に ~)についてどう考えるか。

【諸外国における状況】

米国

ニューヨーク州保険法においては生命保険契約の現物給付は定められていない。

英国

金融サービス市場法（2000年）においては生命保険契約の現物給付は定められていない。

フランス

フランス保険法典においては生命保険契約の現物給付は定められていない。

ドイツ

(1) 現行契約法

生命保険、傷害保険、並びにその他の種類の人保険においては、保険者は、保険事故発生後に、合意された金額を一時金もしくは年金で支払い、またはその他の合意された給付をなすべき義務を負う。（1条）

(2) 改正草案

保険者は、保険契約に基づき、合意された保険事故が発生したときに保険者が提供すべき給付によって、保険契約者または第三者を特定のリスクから保護する義務を負う。保険契約者は、合意された保険料を保険者に支払う義務を負う。（1条）

（出典） 生命保険事業における各国の監督規制
ニューヨーク州保険法（藤田勝利 監訳）
ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集
ドイツ保険契約法改正専門家委員会最終報告書(2004)（訳）

（社）生命保険協会 調査部
（財）生命保険文化研究所
（社）日本損害保険協会（社）生命保険協会
（社）日本損害保険協会（社）生命保険協会

【前回WGにおける発表資料より抜粋】

保険業法における生保免許の「業務範囲」として「現物給付」の規定を置くことは難しいが「付随業務」として整理するか、なんらかの規定は必要。「現物給付」と「金銭給付」を区別する必要性があり「現物給付」は契約当初のものより変動する要素が大きい。できれば、「現物給付」と「金銭給付」が選択できるような制度設計が望ましい。重要事項として説明義務を果たすこと、変動する場合も当初契約より著しく契約者に不利にならないようにすることが必要。
(原委員)

保険金という金銭に代えて現物のみを給付する保険は、物価水準その他の経済情勢の変動リスクに曝される長期契約については慎重に考えるべき。

保険金か、契約締結時に約定された水準の現物給付かを満期時に選択できるオプション付契約であれば認めて良い。その場合、選択可能な現物給付の調達原価が高騰した場合のリスクに備えて、保険者が適切にリスクヘッジを行っているかを監督する責任準備金制度の改正などリスク管理態勢の整備が求められる。

満期時に保険金と等価な範囲での現物給付を選択できる旨の長期契約については、提供可能な現物のイメージの誇大表示を規制する必要がある。
(木下同志社大学教授)

業法上の生命保険業の定義に含めることを検討すべきであり、また適切なリスク管理等の規制は態勢整備の中で確保することが妥当。
(生保協会・松澤委員)

保険法の生命保険契約の定義に現物給付が入った場合、業法修正が必要。長期の生命保険における現物給付では、実際の給付がなされるまでの間に、科学技術の発展、社会情勢の変化、または運営する事業者の倒産などによって、当該給付の経済的価値が大きく減少する可能性がある。消費者保護の観点から消費者が「予想外の損失」を蒙らないようにすることが、導入する場合の前提となる。また、本制度を導入する場合、当該現物にかかる市場リスクを取ることも想定され、責任準備金やソルベンシーマージン等への影響の観点も含め慎重な検討が必要。
(損保協会・村田委員)

3 . 保険料積立金等の支払

【保険法における検討状況】

保険期間満了前に保険契約が終了した場合の保険料積立金等の支払に関する一般的な規定を保険法に定めることを検討。

【現行の保険業法上の規定】 保険業法 5 条 1 項 3、4 号 100 条の 2、保険業法施行規則 11 条、12 条、53 条 1 項 3 号

保険料及び責任準備金の算出方法書に、いわゆる解約返戻金の計算方法の記載を要求し、かつ審査基準を定めて審査。

事業方法書等について、解約返戻金の開示方法が保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること等が必要。

いわゆる無解約返戻金型商品については、保険募集に際し、解約返戻金がないことを記載した書面を交付して説明を行うことを要求。

【留意点】

消費者契約法 9 条 1 号（損害賠償額の予定又は違約金に対する制限を規定）の適用。

（参考）消費者契約法

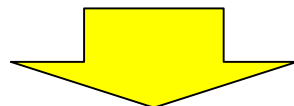
（消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項等の無効）

第九条 次の各号に掲げる消費者契約の条項は、当該各号に定める部分について、無効とする。

- 一 当該消費者契約の解除に伴う損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であつて、これらを合算した額が、当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるもの 当該超える部分

本規定の適用がある場合、解約返戻金の解約控除について、解約控除が解約により保険者に生ずる平均的な損害の額に対応するものであることが要求されるが、解約返戻金の解約控除が開示されないと消費者契約法9条1号（参考資料 を参照）に定める範囲内のものか否か判断ができない。

解約以外の場合(保険者の破産、解散、免責、保険契約の無効等)の返戻金についてどのように考えるべきかについても問題となりうる。



以上を踏まえ、

保険法上の保険料積立金等の支払に関する規定をどのように定めるべきか。

保険業法の分野において追加的規制が必要となるのか。

仮に追加的規制が必要な場合には、その規制の内容はどのようなものであるべきか。

【(参考)返戻金の根拠一覧】

	現行商法	中間試案	保険業法
任意解約	規定なし (ただし、約款の規定に基づき契約者は解約返戻金を返還することができる)	解約返戻金を返還する	規定なし
保険者の破産	被保険者のために積立てたる金額を契約者に払い戻す (683条2項、651条)	被保険者のために積立てたる金額を返還する	規定なし
保険者の免責 (保険契約者の故殺を除く)	被保険者のために積立てたる金額を契約者に払い戻す (680条2項)	被保険者のために積立てたる金額を返還する	規定なし
保険者の解散	規定なし	規定なし	被保険者のために積み立てた金額、未経過保険料、払戻積立金を契約者に払い戻す (177条3項)
保険契約の無効・取消	払込保険料全額を契約者は返還請求できる (契約者及び被保険者が善意無重過失の場合) (683条1項、643条)	払込保険料全額を返還請求できる (詐欺取消等を除く)	規定なし
危険の変更増加による契約の失効・解除 責任開始前の契約解除	被保険者のために積立てたる金額を契約者に払い戻す (683条2項、656条、657条)	被保険者のために積立てたる金額を返還する	規定なし

【保険商品の審査について】

保険商品の認可申請または届出にかかる必要書類 **事業方法書**、**普通保険約款**、**保険料及び責任準備金の算出方法書**（以下：基礎書類）
 基礎書類における記載事項が審査基準に適合しているかどうかを審査（保険業法第5条第1項第3号、第4号）

(1 / 2)

	書類名	記載事項	法令上の審査基準
基 礎 書 類	事業方法書	施行規則第8条第1項 被保険者又は保険の目的の範囲及び保険の種類 の区分（第1号） 保険証券、保険契約の申込書及びこれらに添付すべき書類に記載する事項 （第5号） 特約事項（第6号） 保険約款の規定による貸付けに関する事項（第7号） 等	保険業法第5条第1項第3号 保険契約の内容が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること その他内閣府令で定める基準
	普通保険約款	施行規則第9条 保険金の支払事由（第1号） 保険契約の無効原因（第2号） 保険者としての義務の範囲を定める方法及び履行の時期（第4号） 等	施行規則第11条 保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること （第3号） 等
	保険料及び責任準備金の算出方法書	施行規則第10条 保険料の計算の方法に関する事項（第1号） 責任準備金の計算の方法に関する事項（第2号） 返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額（「契約者価額」という。）の計算の方法及びその基礎に関する事項 （第3号） 契約者配当の計算の方法（第4号） 等	保険業法第5条第1項第4号 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること 保険料に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと その他内閣府令で定める基準 施行規則第12条 契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不当に不利益なものでないこと （第1号） 等

→（監督指針 1 - 10 解約返戻金の開示方法）
解約返戻金については、例えば、金額を保険証券等に表示する、計算方法を約款等に掲載するなど、保険契約者等に明瞭に開示するための措置を講じているか。
 →（監督指針 5 - 3 契約者価額）

解約返戻金については、支出した事業費及び投資上の損失、保険設計上の仕組み等に照らし、合理的かつ妥当に設定し、保険契約者にとって不当に不利益なものとなっていないか。

	書類名	記載事項	法令上の審査基準
基礎書類	事業方法書	施行規則第8条第1項第3号 被保険者又は保険の目的の選択及び保険契約の締結の 手続に関する事項	施行規則第11条第6号 保険契約者に対して、第53条第1項第1号から第4号までに定める書面を交付した 上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置が明確に 定められていること (注)1号(運用実績連動型商品)、2号(外貨建商品)、3号(無解約返戻金商品)、4号(転 換)
		業務運営に関する措置 保険業法第100条の2 保険会社は、その業務に関し、この法律又は他の 法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で 定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧 客への説明、その業務に関して取得した顧客に関する 情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場 合における当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適 切な運営を確保するための措置を講じなければならない。	施行規則第53条第1項第3号 保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約による返戻金を支払わ ないことを約した保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人 が、保険契約者に対し、保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交 付により、説明を行うことを確保するための措置

(監督指針 1 - 9 保険契約者等(顧客を含む。)への説明事項)

低解約返戻金型商品、無選択型商品、マーケット・ヴァリュア・アジャストメン
 トを利用した商品及び転換に類似する取扱い等については、商品内容等を保険契
 約者等に十分に説明する方策が講じられているか。

【諸外国における状況】

米国（ニューヨーク州保険法）

標準不没収法（4221条、4223条）

解約返戻金等の不没収価格に関する最低基準が法定されている。

英国

解約返戻金については定めなし。

フランス（フランス保険法典）

解約価格（L132-22-1）

生命保険契約について、解約価額または譲渡価額は、責任準備金が利害関係人によって支払われるべき保険料に含まれる前期契約の新規獲得費用を考慮することなしに計算される解約価額または譲渡価額を5%以上下回ることができない。

ドイツ（現行契約法）

(1) 解約返戻金（176条）

解約返戻金は、継続中の保険料払込期間終了のために承認された保険数学の算式に基づき、その保険の時価額として計算されなければならない。未払保険料は、解約返戻金から控除される。保険者は、解約控除の合意があり、かつその解約控除が適切である場合に限り、解約控除することができる。

(2) 改正ドイツ保険契約法案 (2007年7月5日連邦議会可決)

解約返戻金(169条)

解約返戻金は、承認された保険数学の算式に従い、保険料計算の計算基礎に基づき、継続する保険期間の終了のために計算されたその保険の責任準備金であるが、少なくともその責任準備金は、契約締結から5年間において計算された契約締結費用及び販売費用を均等に分割した場合に積み立てられる責任準備金である。最高チルメル歩合に関する監督法上の規定は、本項に抵触することなく適用される。解約返戻金及び解約返戻金が保障されている金額は、保険契約者の契約締結の意思表示の前に、保険契約者に知らせなければならない。その詳細は、7条2項による法令によって定められる。保険者がEU加盟国またはヨーロッパ経済圏に関する他の条約締結国にその本店を定めている場合は、保険者は、解約返戻金の計算について、責任準備金に代えて、これらの国々でこれと同様のものにあたる他の金額を基礎とすることができる。(3項)

保険者は、3項または4項により計算された金額から控除することを合意し、数字で示し、かつ適切である場合に限り、控除することができる。未だ償却されていない契約締結費用及び販売費用を控除することを定める合意は無効とする。(5項)

保険者は、3項により計算された金額の削減が、保険契約者の利益の危殆化を排除するために必要である場合、特に保険契約から発生する保険者の義務の継続的履行可能性が危殆化されることによる保険契約者の利益の危殆化を排除するために必要である場合、3項により計算された金額を適切に削減することができる。この削減は、1年ごとに期限が定められる。(6項)

(出典) 生命保険事業における各国の監督規制
ニューヨーク州保険法(藤田勝利 監訳)
ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集
解約返戻金規律に関する一考察 金岡京子

(社)生命保険協会 調査部
(財)生命保険文化研究所
(社)日本損害保険協会(社)生命保険協会
生命保険論集第160号64頁～

【前回WGにおける発表資料より抜粋】

解除にともなう保険料積立の返戻金が妥当、適切なものかどうかを含め、業法における監督の必要性がある。
解除された場合等の保険料積立等に関する規律（解約返戻金）については説明義務を課すこと。
保険料の支払いがないことをもって失効するとした場合も、解約返戻金の扱いについては、業者に通知義務を課すこと。

（原委員）

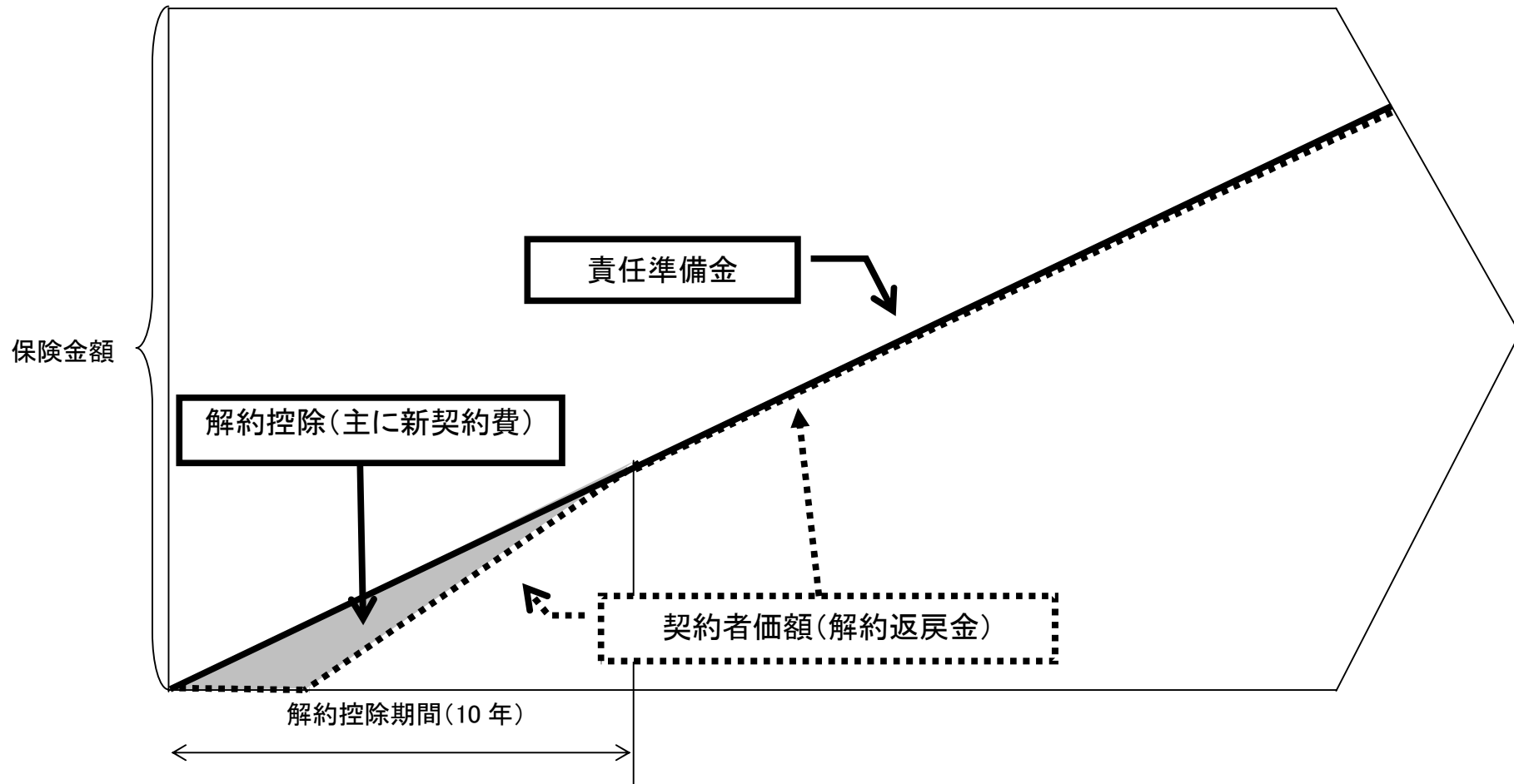
解約控除の合理性を第三者が客観的に検証できるような規律とすることが必要
契約法では、解約控除の上限を強行法的に画すると同時に、解約控除ルールの開示を義務づけるべき。
（木下同志社大学教授）

解約返戻金については、今後とも消費者の適切な商品選択に資する開示に取り組んでいくことが重要。
（生保協会・松澤委員）

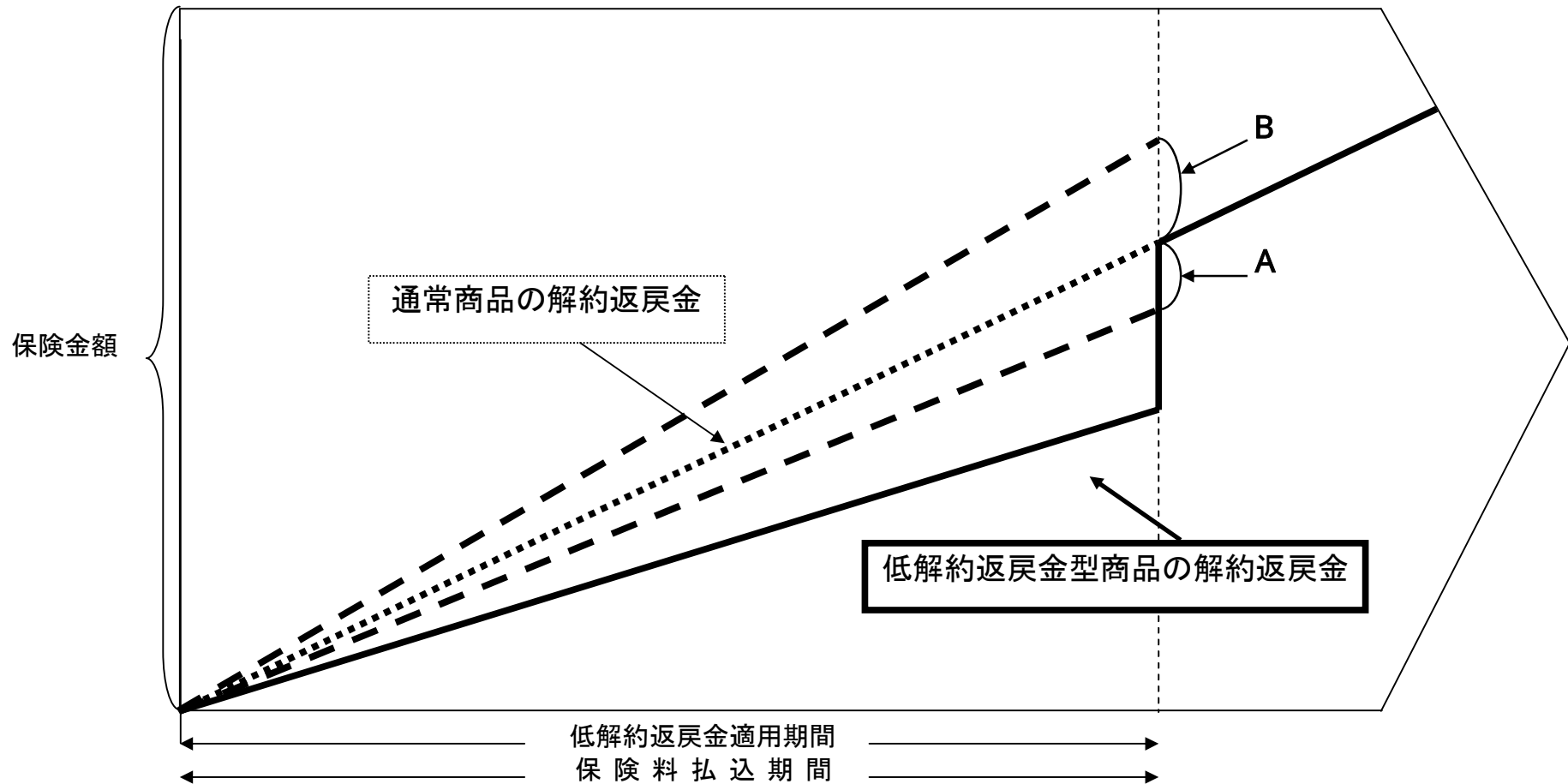
保険法の生命保険契約および傷害・疾病保険契約の規律に、次のような解約返戻金の規定を設ける方向に基本的に異論はない。
（損保協会・村田委員）

〔返戻する額〕 = の金額のうち の金額から の金額を除いた金額
保険契約の終了までに保険契約者が支払った保険料の総額
将来の保険金の支払に充てるべき保険料として相当な金額
保険事故発生率、予定利率その他の当該保険契約において保険料の計算の
基礎とされるべきものを維持するために必要な金額

【通常商品の解約返戻金のイメージ図（終身保険の例）】



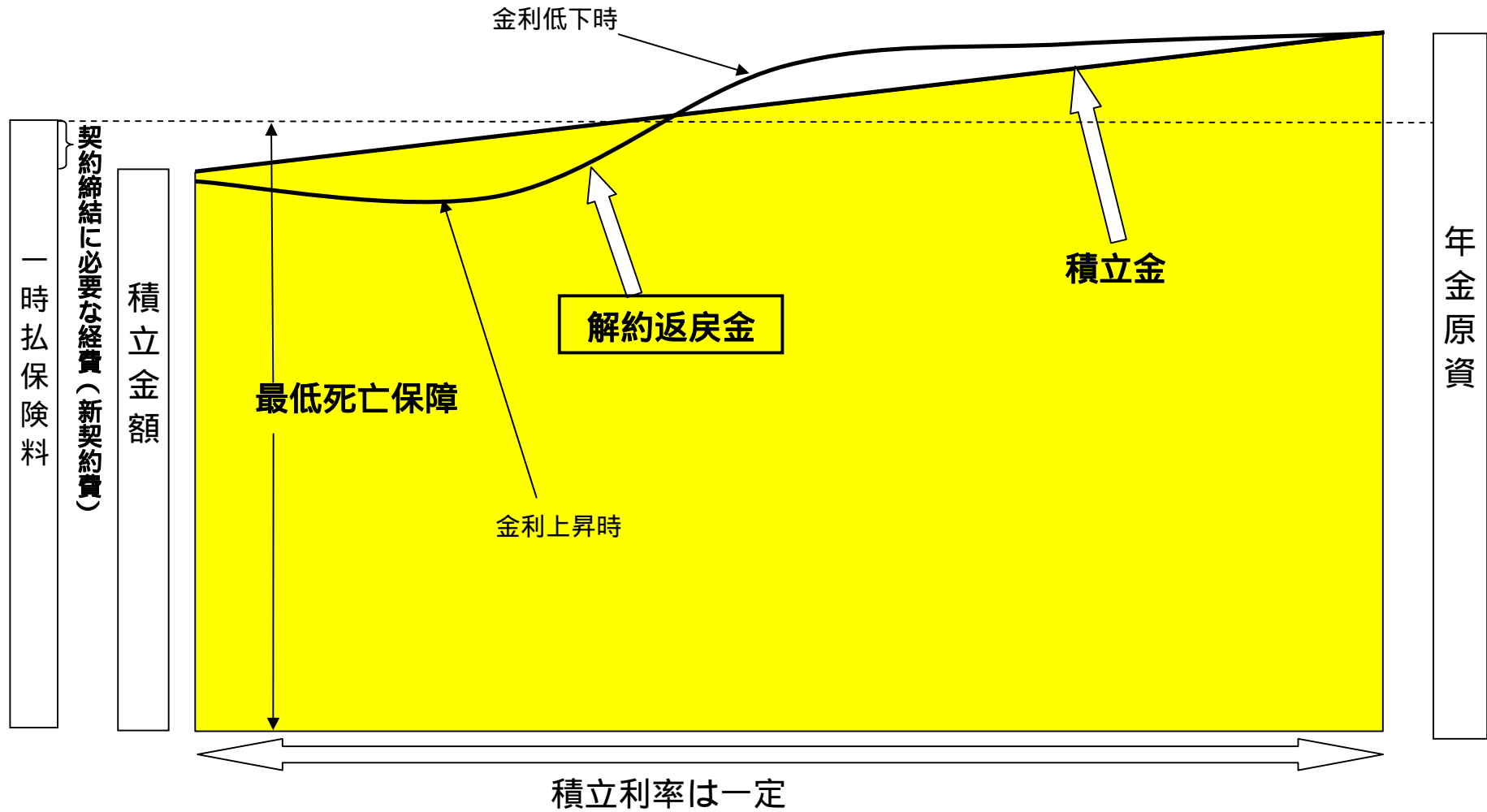
【低解約返戻金型商品の解約返戻金のイメージ図（終身保険の例）】



(注)単純化のため、新契約費は考慮していない。

実際に発生した解約が予定以下であった場合、解約控除による充当が足りず、図中のAで示される積立不足が生じ、予定以上であった場合、解約控除による充当が余り、Bで示される積立剰余が生じる。

【市場金利連動型商品の解約返戻金のイメージ図（一時払年金保険の例）】



〔解約返戻金〕
契約時と解約時との市場金利差によって生じる運用対象資産の時価変動額を解約返戻金に反映させるもの

【低（無）解約返戻金型商品の販売会社数について】

平成 19 年 4 月現在、低解約返戻金型・無解約返戻金型の個人保険商品を販売している会社数は、以下の通り。

保険種類	販売会社数（ ）	低解約返戻金型・無解約返戻金型のいずれかを販売している会社			低解約返戻金型・無解約返戻金型のいずれも販売していない会社	
		低解約返戻金型・無解約返戻金型の両方を販売している会社	低解約返戻金型のみ販売している会社	無解約返戻金型のみ販売している会社		
終身保険	30社	13社	0社	13社	0社	17社
定期保険	32社	13社	7社	4社	2社	19社
医療保険	32社	27社	3社	3社	21社	5社

※生命保険協会加盟38社中、その保険種類を販売していない会社数(終身保険8社、定期保険6社、医療保険6社)は含まない。

* 出典：「各社個人保険商品一覧（平成 19 年 4 月現在）」

4 . 未成年者の死亡保険

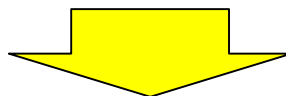
法制審議会において、他人を被保険者とする死亡保険契約のうち未成年者の死亡保険については、モラルリスクへの懸念や未成年者を被保険者とする死亡保険契約を締結することの必要性やその当否に対する疑問等から、次のような制限をすべきとの意見が出ており、他方、それに反対する意見も出ている。

未成年者の死亡保険契約を全て認めない。

一定金額以上の契約を一律に禁止する。

保険金額以外による制限を設ける。

また、そのような制限規定を定めるとした場合、保険法に設けるべきか、あるいは監督法である保険業法の分野において定めるべきかについても議論されている。



このような制限を設けることの当否。

保険法、保険業法の分野あるいは実務上の自主ルール等のいずれで設けるべきか。

保険法で定められた場合の保険業法の分野における規制のあり方についてどう考えるか。

【諸外国における状況】

米国（ニューヨーク州保険法）

14歳6ヶ月以下の被保険者について：25,000ドルと、その時点の契約者の総保険金額の50%のいずれか大きい方を超えてはならない（被保険者の付保額は、他社も含めた通算ベース）。4歳6ヶ月以下の被保険者について：25,000ドルと、その時点の契約者の総保険金額の25%のいずれか大きい方を超えてはならない（被保険者の付保額は、他社も含めた通算ベース）（3207条）

英国

未成年者の死亡保険について定めはないが、判例法上は基本的に未成年者に対する死亡保険は認められていない。判例法上は被保険者利益が要求され、未成年者に対する死亡保険も被保険者利益が認められる場合にのみ認められている。

フランス（フランス保険法典）

12歳未満の未成年者に対する死亡保険は禁止（L132-3）

ドイツ（現行契約法）

7歳未満の未成年者に対する死亡保険（159条）父または母が、未成年の子の生死につき保険を付保するときは、その契約に基づき、保険者は、その子が満7歳に達する前に死亡した場合であっても、給付義務を負い、かつ、この場合に合意された給付が、通常の葬儀費用の額を上回る場合に限り、その子の同意を要する。

（改正草案でも同趣旨）

（出典） 生命保険事業における各国の監督規制
ニューヨーク州保険法（藤田勝利 監訳）
ドイツ、フランス、イタリア、スイス保険契約法集
ドイツ保険契約法改正専門家委員会最終報告書（2004）（訳）
「生命保険契約における被保険利益の機能について」

（社）生命保険協会 調査部
（財）生命保険文化研究所
（社）日本損害保険協会（社）生命保険協会
（社）日本損害保険協会（社）生命保険協会
潘阿憲 文研論集第129号（1999）128頁～

【前回WGにおける発表資料より抜粋】

未成年者を被保険者とする契約については、その有用性には疑問をもつ。商品設計の自由度との兼ね合いもあるが、少なくとも保険金の上限規定を置くべき。
(原委員)

親権者の同意のみで無制限に有効に契約できるとすると、不相当な高額契約につき民法 826 条 1 項を適用すべきで、未成年者が成年になり追認するまで無効、但し、保険者からの無効主張は民法 115 条但書により封じられることになるのでは？ その結論ではこの文脈における未成年者保護が達成できない。

傷害死亡保険について広範かつ無原則に同意主義の例外を認めると(、かつ、無制限のオプトアウトを認めないとすれば)、同意主義が安全装置としての適格性を疑われる。例外を認めるに足りる理論的根拠が必要。

契約法において、被保険者の同意が推認できる場合を定めるのが困難であれば、監督法上、同意が推認できる範囲でしか商品認可しないか、団体保険に倣って簡便な方法で同意を徴求する手続を考えるしかない。

(木下同志社大学教授)

保険犯罪を的確に防止しつつ、消費者ニーズに柔軟に応ずるためには、社内態勢整備を基礎としつつ各社が継続的な努力を払っていくことの重要性を踏まえた検討が重要。
(生保協会・松澤委員)

業法上は現行でも一定の規律がある(以下)。金額など一律の規定を設けることは適切でない。

(損保協会・村田委員)

【保険会社向けの総合的な監督指針】

- 3 - 5 - 1 - 2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等

(14)規則第53条の7に規定する措置に関し、法第3条第4項第1号に規定する保険(年金保険及び生存保険を除く。)及び同項第2号に規定する保険(損害を填補することを約した保険を除く。)の契約について、
保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と保険金額(会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。)
との比較などにより、保険金額の妥当性(過大でないこと)を判断・確認する方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。

(注)社内規則等を定めるにあたって、次の点に留意しているか。

ア.会社の定める一定金額を超える保険契約の引受審査を行う場合には、保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。

イ.また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラルリスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。